集荷場所(カントリーエレベーター)、精米工場の実態調査及び米穀関係者等のヒアリングの概要について

## 調査目的

玄米及び精米品質表示基準の見直しの基礎資料とするため、一般消費者向け袋詰め精米に表示される品種・産年の証明・伝達方法等の実態を現地調査するとともに、産地・品種・産年表示と砕粒等(ふるい下米を含む)表示の意見を聴取した。

また、米穀関係団体、消費者団体及び登録検査機関からも、産地・品種・産年表示と砕粒等(ふるい下米を含む)表示に関する意見を聴取した。

なお、現地調査における米穀関係業者の意見は、日常業務を通じてヒアリング対応者が考えていることを聞き取ったものである。

#### 1. 調査期間

平成 24 年 1 月 11 日~ 2 月 8 日

## 2. 調査対象

集荷業者、米穀卸売業者、米穀小売業者(自家とう精業者)、米穀加工業者、消費者団体、登録検査機関

#### 内訳

- (1)集荷業者 1事業者(新潟県1)
- (2) 米穀卸売業者 6事業者(東京都3、神奈川県1、静岡県1、 大阪府1)
- (3) 米穀小売業者 2事業者(東京都2)
- (4) 米穀加工業者 3事業者(茨城県1、静岡県1、大阪府1)
- (5)米穀関係団体 4団体
- (6) 消費者団体 2団体(米穀公正取引推進協議会参加団体)
- (7)登録検査機関 1団体

※ 米穀卸売業者:玄米及び精米を小売業者等に販売する事業者

米穀小売業者:玄米及び精米を一般消費者等に販売する事業者

米穀加工業者:玄米及び精米を原材料とする事業者等に販売する事業

者

登録検査機関:農産物検査を的確かつ円滑に行なうため、農林水産大

臣に登録している法人

# 3. 調査内容

消費者庁食品表示課職員が、以下の調査を行った。

- (1)集荷場所(カントリーエレベーター)における実態調査 カントリーエレベーター(大規模乾燥調整貯蔵施設)における集荷 時の品種・産年等の確認、分別管理及び農産物検査の状況を調査した。 (資料3-2)
- (2) 精米工場における分別管理実態調査

米穀卸売業者及び米穀加工業者の精米工場と米穀小売業者における、原料玄米の受け入れから出荷までの精米工程の管理実態を調査した。(資料3-3)

- (3) 関係者からの産地・品種・産年及び砕粒等に関するヒアリング
  - ①農産物検査法によらない品種・産年表示の証明方法について
  - ②未検査米を含めた品種・産年表示の義務化について
  - ③複数原料米の都道府県等産地表示の義務化について
  - ④砕粒等(ふるい下米を含む)表示の義務化について

(資料3-4) (資料3-5)